



## 体験型ツアー促進事業補助金申請要領

富山県では、首都圏、関西圏、中京圏等からの観光誘客を促進するため、体験型ツアーに対して補助を行います。

### 1 補助対象者

旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行業者

### 2 補助対象事業

次の（1）から（10）の全てを満たす募集型企画旅行商品であることを条件とします。

- （1）富山県外を発着地とし、富山県内を観光する募集型企画旅行であること。
- （2）令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に催行されるものであること（ツアーの出発日、帰着日いずれもこの期間内であること。）。
- （3）富山県内に1泊以上宿泊すること。
- （4）ツアー内容に富山ならではの交流及び暮らしに根付いた体験（農業、漁業、伝統工芸、祭り等）を含むものであること。
- （5）広く商品流通できるものであること。  
例：旅行代理店との契約に必要な条件(最少催行人数2名程度)を整備している  
ホームページ等で広く一般に募集している 等
- （6）学校行事として実施する旅行、国・地方自治体・公的団体が実施する会議、研修旅行、宗教活動・政治活動を目的とした旅行でないこと。
- （7）富山県及び公益社団法人とやま観光推進機構の他の補助金を併用したツアーでないこと。
- （8）国による緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の対象となっている都道府県を発着地とするツアーでないこと。
- （9）各業界団体が定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づいて感染防止対策を実施したものであること。

### 3 補助対象期間

令和4年12月1日～令和5年2月28日

### 4 補助金の交付額

ツアー催行1回あたり                      50,000円

## 5 申請方法等

申請書類を作成のうえ、下記申請先へ郵送又は持参してください。

【申請書類】・補助金交付申請書

・ツアー行程表又は企画書若しくはこれに準ずるもの

※補助金交付要綱、申請要領及び申請様式等は、富山県観光振興室のホームページからダウンロードできます。

【提出期限】 令和5年1月31日（必着）

※事業実施による集客効果等について審査を行い、修正を加えて補助金の交付の決定をする場合があります。

## 申請・お問合せはこちらまで

本補助金を活用する見込みがある方は、早めのご相談をお願い致します。

富山県 地方創生局 観光振興室 情報発信・誘客促進担当

(〒930-8501 住所不要)

TEL : 076-444-3517

FAX : 076-444-4404